

厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部を改正する訓令案に関する意見募集について

令和5年8月
厚生労働省大臣官房人事課

1. 意見募集の目的

国の行政機関の職員に係る障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）により、国の行政機関の長が定めることとされており、この度、厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部を改正する訓令案をとりまとめました。つきましては、訓令を定めるうえでの参考とするため、以下のとおりご意見を募集いたします。

2. 意見募集の対象

厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部を改正する訓令案

3. 意見提出期間

令和5年8月17日（木）～9月15日（金）

4. 意見提出方法

ご意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんのでご了承ください。

○電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム（締切日必着）

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見募集要領」を確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。

○郵送（締切日当日消印有効）

以下の宛先に送付してください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省大臣官房人事課職員 1 係 あて

○ファクシミリ（締切日必着）

以下の番号に送信してください。

ファクシミリ番号：03-3502-4866

厚生労働省大臣官房人事課職員 1 係 あて

5. 注意事項

○提出いただくご意見は、日本語に限ります。

○ご意見を提出していただく場合は、以下の事項を記載されるようお願いいたします（様式任意）。

- ・ 件名「障害者差別解消法に基づく対応要領の一部を改正する訓令案に関する意見」
- ・ 氏名（法人の場合は、法人名及び連絡担当者）
- ・ 意見（理由も含めて2,000字以内）
- ・ 年齢
- ・ 所属等

○郵送の場合、封筒表面に「障害者差別解消法に基づく対応要領の一部を改正する訓令案に関する意見」と朱書きしてください。

○ご意見に対し、個別の回答は行いません。

○ご意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただきます場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○個人情報の保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用いたしません。

○手話を撮影、録画し意見提出される場合には、動画を保存した DVD を上記宛先に郵送してください。DVD ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。なお、送付いただいた DVD ディスクは返却できませんのであらかじめご了承ください。

○4. の「意見提出方法」に記載の手段での意見提出が困難な場合には、メールでの提出も可能ですので、以下のメールアドレスに送信してください（締切日必着）。

メールアドレス shoku1※mhlw.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しております。送信の際には、「※」を「@」（半角）に変更してください。

※メールにてご意見を提出される場合には、ファイルの添付はせず、メール本文（テキスト形式）に直接ご意見等を入力してください（ファイル添付によるトラブル防止のため）。